

指宿広域市町村圏組合指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理等業務委託総合評価委員会設置要領

(平成27年指宿広域市町村圏組合告示第5号)

改正 令和元年指宿広域市町村圏組合告示第8号

令和2年指宿広域市町村圏組合告示第12号

(設置)

第1条 指宿広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が発注する指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理等業務委託（以下「業務委託」という。）の契約を締結するに当たり、指宿広域市町村圏組合廃棄物処理施設整備等に係る総合評価落札方式実施要綱（平成20年指宿広域市町村圏組合告示第1号。以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、中立かつ公平公正な評価を行うため、指宿広域市町村圏組合指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理等業務委託総合評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の業務)

第2条 委員会の業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 入札説明書及び要求水準書の審査に関すること。
- (2) 落札者決定基準の審査に関すること。
- (3) 入札参加者から提出される業務委託に係る技術提案書及び見積設計図書等の評価に関すること。
- (4) 業務委託に係る設計価格の審査等に関すること。
- (5) 優秀提案者の選定及び管理者への報告に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、総合評価落札方式（要綱第2条に規定する総合評価落札方式をいう。）の運用等の助言に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とし、第3号の委員は、管理者が委嘱する。

- (1) 指宿広域市町村圏組合副管理者の職にある指宿市の副市長（以下「指宿市副市長」という。）
- (2) 南九州市副市長

- (3) 学識経験者 2名
 - (4) 指宿市市民生活部長
 - (5) 南九州市市民生活課長
- (任期)

第4条 委員の任期は、第2条の業務が終了するまでの間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は指宿市副市長とし、副委員長は南九州市副市長とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(会議録)

第8条 委員会は、会議を開いたときは、会議録を作成する。

(委員の責務)

第9条 委員は、公正かつ公平に業務を行わなければならない。

- 2 委員は、審査の過程において知り得た情報を漏らしてはならない。ただし、組合及び委員会が公表した情報については、この限りでない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、組合の事務局において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この告示は、平成27年9月18日から施行する。

附 則（令和元年12月2日指宿広城市町村圏組合告示第8号）

この告示は、令和元年12月2日から施行する。

附 則（令和2年12月14日指宿広城市町村圏組合告示第12号）

この告示は、令和2年12月14日から施行する。